◇宮内庁組織令の一部を改正する政令（政令第八三号）（宮内庁）

1　上皇職に置かれる上皇侍従及び上皇侍医の定数を改めることとした。（附則第四条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令（政令第八四号）（公正取引委員会）

1　事務総局の官房に置かれる審議官を一人増員することとした。（第五条及び附則第四条関係）

2　事務総局の官房に置かれる参事官を一人減員することとした。（第六条関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇消費者庁組織令の一部を改正する政令（政令第八五号）（消費者庁）

1　消費者庁に食品衛生・技術審議官一人を置くこととした。（第二条関係）

2　参事官の人数を変更することとした。（第三条関係）

3　消費者庁に食品衛生基準審査課を置き、その所掌事務を定めることとした。（第四条及び第一一条関係）

4　食品表示企画課の名称及び所掌事務を変更することとした。（第四条及び第一四条関係）

5　消費者安全課の所掌事務を変更することとした。（第一〇条関係）

6　表示対策課の所掌事務を変更することとした。（第一三条関係）

7　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇食品衛生基準審議会令（政令第八六号）（消費者庁）

1　食品衛生基準審議会の組織及び委員等その他食品衛生基準審議会に関し必要な事項を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行すること等とした。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第八七号）（内閣官房）

1　令和六年度における行政機関の事務及び事業に関する予定計画に鑑み、内閣府及び各省等の定員を改正することとした。

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第八八号）（文部科学省）

1　総合教育政策局の所掌事務の変更及び同局の課等の再編

㈠　外国人に対する日本語教育に関する事務を、総合教育政策局の所掌事務に加えることとした。（第四条関係）

㈡　総合教育政策局調査企画課を廃止し、同局に新たに参事官を置き、同課の所掌事務の全部を参事官に移管することとした。（第二四条、第二六条、第三一条の二関係）

㈢　総合教育政策局に新たに日本語教育課を置き、外国人に対する日本語教育に関する事務を、文化庁国語課から日本語教育課に移管することとした。（第二四条、第三一条、第九八条関係）

2　初等中等教育局に置く各課等の所掌事務を再編し、同局修学支援・教材課の名称を学校情報基盤・教材課に変更することとした。（第三二条、第三四条、第三九条、第四二条関係）

3　研究開発局地震・防災研究課の名称を地震火山防災研究課に変更することとした。（第六七条及び第六九条関係）

4　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第八九号）（厚生労働省）

1　政策統括官の職務のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき実施する保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供に関する事務を大臣官房に移管することとした。（第三条及び第一六条関係）

2　医政局地域医療計画課の所掌事務として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき社会保険診療報酬支払基金の行う流行初期医療確保措置関係業務に関する事務を追加し、保険局保険課の所掌事務から当該業務に関する事務を除くこととした。（第三三条及び第一二〇条関係）

3　雇用環境・均等局職業生活両立課の所掌する労働時間等の設定の改善に関する事務を同局総務課に移管することとした。（第八六条及び第八九条関係）

4　社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課の所掌する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（以下この4において「改正法」という。）による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害支援区分の認定に関する事務を同部企画課に移管するとともに、同課の所掌事務に、改正法による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四〇条の五の規定による報告徴収等の事務を追加することとした。（第一〇九条及び第一一一条関係）

5　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第九〇号）（農林水産省）

1　水産庁資源管理部に新たに漁獲監理官を置き、その職務を定めるとともに、同部の管理調整課及び国際課の所掌事務について所要の改正を行うこととした。（第一三四条～第一三六条及び第一三八条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令（政令第九一号）（経済産業省）

1　大臣官房に置かれる参事官を一人増員することとした。（第一三条第一項関係）

2　近畿経済産業局通商部の名称を変更することとした。（第一〇三条第二項関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第九二号）（国土交通省）

1　大臣官房に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第二一条関係）

2　都市局総務課の所掌事務を変更することとした。（第八三条関係）

3　都市局に国際・デジタル政策課を置くこととした。（第八二条及び第八四条関係）

4　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇環境省組織令の一部を改正する政令（政令第九三号）（環境省）

1　大臣官房環境保健部環境保健企画管理課及び環境安全課を同部企画課及び化学物質安全課に改組することとした。（第二二条及び第二三条関係）

2　その他所要の規定を定めることとした。

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇原子力規制委員会組織令の一部を改正する政令（政令第九四号）（原子力規制委員会）

1　原子力規制庁原子力規制部に置く課長に準ずる職の数を八人に増員することとした。（第七条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇防衛省組織令の一部を改正する政令（政令第九五号）（防衛省）

1　防衛人事審議会の所掌事務のうち、調査審議し、必要に応じ防衛大臣に対して意見を述べることができる隊員の人事管理に関する基準の範囲を拡大することとした。（第五一条関係）

2　防衛装備庁長官官房に参事官を置くとともに、その職務を定めることとした。（第一七九条関係）

3　防衛装備庁長官官房装備開発官の定数を五人から四人に改めることとした。（第一八〇条関係）

4　防衛装備庁プロジェクト管理部事業監理官の定数を四人から五人に改めることとした。（第一九一条関係）